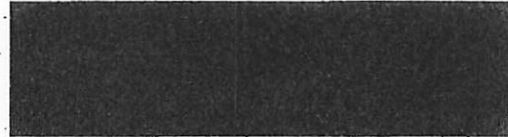


裁 決 書

審査請求人
(審査請求時点の住所)



処分庁



審査請求人が平成 31 年 3 月 1 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成 31 年 2 月 25 日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 17 年 11 月 21 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 30 年 11 月 30 日、請求人は処分庁に対し、通院に係る移送費（以下「通院移送費」という。）の申請を行った。
- 3 平成 31 年 2 月 12 日、請求人は処分庁に対し、平成 30 年 8 月分、同年 9 月分及び同年 10 月分の通院移送費の支給申請を行った。
- 4 処分庁は、平成 31 年 2 月 25 日付けで、請求人が同月 12 日に行った平成 30 年 8 月分、同年 9 月分及び同年 10 月分の通院移送費の支給申請を却下する処分（以下「本件

処分」という。)を行った。

- 5 請求人は、平成31年3月1日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件処分を受けた。

処分庁は給付手続きの事後申請の取扱い<医運第3-9-(3)ウ>には該当しない為、申請を却下します。の為である。

本件処分(行政不服審査法23条により、不備の補正を命じられた)との裁決を求める。

本件処分により請求人は(医運3-9-(3)ウ)によって侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため本審査請求を提起した。

- (2) 請求人が審査庁に提出した補正書には、次の趣旨の記載がある。

2018、7月にA病院にて行った治療に不備が有り。<医療ミス>全治8カ月となり、通院する交通費が、現状の保護では捻出する事が難しい為に<医運第3-9-(3)ウ>を行った所。(審査請求書)提出する。処分庁より、本件処分通知書が届いた。8月~10月までの医運費を支払って頂きたく思っ折る。約3,200円。

完治まではまだまだ、セカンド・オピニオンで医院を変更しても、実際の所自費の点滴等が必要の為であり、現実、毎日の食費を削り、それに当てているしまつである。

2日で一食しかとれず、不安だらけである。(再発の時)辛い、頑張ろうと思う。

(理由)

<ケースワーカーの弁は>

その時は、そんなにも困っているとは感じなかった。

<A病院弁>

その時は大丈夫と思っていた。

無責任な人々。辛いのは請求人である。

- (3) 審理員は、令和元年7月12日付けで、請求人に対し、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現

在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成31年2月25日付けの本件処分通知書には、却下の理由として、「通院における経済的な負担についての相談、申請は平成30年11月30日であり、平成30年8月から10月分の通院移送費の申請は事後の申請にあたります。平成30年8月以降、複数回来所しており、事前の申請が困難であるというやむを得ない理由があるとは認めがたく、給付手続きの事後申請の取扱い（医運第3-9-(3)-ウ)には該当しないため、申請を却下します。」との記載がある。

2. 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年7月9日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経緯

平成17年11月21日 生活保護開始

平成30年11月30日 請求人来所。

A病院への通院移送費を支給して欲しいとの要望あり、「保護変更〔医療扶助（通院移送費）〕申請書」を交付し、提出を受ける。

通院移送費については、月を遡って支給するのではなく、申請月（平成30年11月分）からの支給になることを説明。

請求人からの申請書及びA病院からの給付可否意見書を合わせた上で通院移送費の支給について検討を行う旨を請求人に伝える。

平成31年1月4日 請求人より受電。

通院移送費の支給に必要な主治医意見書の作成状況について問い合わせあり。

平成30年11月30日又は12月3日にA病院に書類を送付している旨、12月20日にA病院に問い合わせしたところ、作成中との返答であったこと、平成31年1月4日に再度確認したところ、作成したので送付しますとの返答を得た旨説明。

支給にかかる必要な書類が揃っておらず、請求人が希望される日までに支給ができない旨を説明するも、請求

平成31年1月8日

人納得されず。
請求人より受電。

1月4日の内容と同じ訴えをされる。

通院移送費について、支給可能となった場合、申請書の提出があった平成30年11月分からの支給となる旨説明。

請求人、平成30年8月から電車での通院となり大変との旨を担当ケースワーカーに伝えていたと繰り返されるが、11月に初めて経済的な負担への言及があったため、通院移送費の説明を行い、申請書を受理しているため、10月以前の通院移送費は支給対象とならない旨説明。

平成31年1月9日

請求人来所。

1月4日からの訴えを繰り返されるため、処分庁の対応をあらためて説明。

通院移送費が支給可能となれば、申請のあった平成30年11月からの支給となり、遡及しての支給はできないことを説明。

あわせて、11月分以降の「移送費（通院交通費）支給申請書」（通院証明）の提出を依頼したが、次回通院予定が月末との返答。

申請日の前々月以前の分については支給ができないこと、11月に申請があった際に通院証明の説明ができていなかったことを踏まえ、11月、12月分については通院日の確認が可能なお薬手帳の写しを「移送費（通院交通費）支給申請書」（通院証明）に代用する旨説明。

また、請求人がA病院の医師の指示により、B病院に通院する必要があるとの話があったため、通院に要する費用について申請を行うか確認したところ、支給が必要であるとの申し出があり、「保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書」を交付。

請求人は通院時に「移送費（通院交通費）支給申請書」（通院証明）を記載してもらうには長い列に並ぶ必要があり、診察の予約時間に間に合わない、体調が悪化するのではないかと主張され、処分庁より病院に送付するよう要求される。

請求人に、ご自身で通院時に記載してもらうよう重ねて指導し、書類が提出されなければ、1月以降の通院移

送費の支給ができない旨伝えるも、要求を変えず、「保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書」を受け取ることなく、面談を終える。

平成 31 年 1 月 18 日 A 病院からの給付要否意見書について嘱託医が審査し、承認。

平成 31 年 2 月 12 日 請求人来所。
平成 30 年 8 月から 10 月分の通院移送費について、「移送費（通院交通費）支給申請書」（通院証明）を提出され、受理。

支給については処分庁の判断となるため、支給の可否について後日回答する旨伝える。

平成 31 年 2 月 25 日 請求人の平成 30 年 8 月から 10 月分の通院移送費支給の可否について、処分庁においてケース診断会議を実施し、申請を却下することを決定。

同日 本件処分通知書を請求人に送付。

イ 本件処分の正当性について

通院移送費に関しては、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第 3 の 9 の（3）のイにおいて、「また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。」とされている。

また、医療扶助運営要領第 3 の 9 の（3）のウにおいて「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。」とされているが、請求人は、平成 30 年 8 月以降、複数回来所しており、また、平成 30 年 10 月 16 日に家庭訪問を行っており、事前の申請が困難であるというやむを得ない事由があるとは認められない。

以上の状況を踏まえ、処分庁はケース会議を開催した上で、申請理由が、医療扶助運営要領第 3 の 9 の（3）のウに該当しないと判断し、本件処分を行ったものである。

よって、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査支給は速やかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成 30 年 11 月 30 日付けのケース記録票には、「・交通費を支給してほしいとの要望があり、保護変更申請書（傷病届）の提出がある。・以前から身体的な負担につ

いては述べていたが、金銭面の負担に関しての申立はなかった。・請求人には、月を遡ってではなく、申請月（11月）からの移送費の支給になることを伝え、提出書類とHPからの意見書と合わせた上で、交通費の支給の検討を行う旨を伝えた。」との記載がある。

イ 平成30年11月30日に処分庁が受理した「保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書」には、「移送費を要する受診医療機関名 A病院」、「通院方法 公共交通機関（電車）」、「当該医療機関へ通院が必要な理由 血管外科による、採血の失敗にて生じた整形外科治療の為。全治6カ月の診断。期間の通院必要が発生した為。」、「11月30日時点での小計 合計 3,000円」との記載がある。

ウ 平成31年1月4日付けのケース記録票には、「請求人より入電。【1度目の電話】ケースワーカーが対応。通院移送費の支給に関する主治医の意見書の作成状況やA病院からB病院への病院が所有するマイクロバスでの移動についての確認依頼があったため、確認のうえ、折り返し連絡すると伝え、通話を終了した。」、「【3度目の電話】（前略）しだいに処分庁の事務処理遅延で移送費の支給が遅れているとの訴えに移行した。そこで、通院移送費の支給に必要な主治医意見書は11月30日ないし12月3日にA病院に送付しており、12月20日に作成状況の確認をしたが、作成中との返答を得たこと、1月4日に再度作成状況を確認したところ、作成できたので送付するとの返答を得たことを説明。大規模な医療機関に文書作成を依頼した際、一般的に3～4週間程度の期間を要するため、今回の意見書の返送についても遅延が生じているとは言いがたいと伝えるも納得を得られず、処分庁に指導等の権限がない、病院内部の事務処理についての苦情や、それに対する確認および指導を要求されたため、そういった対応はできないと返答。また、通院移送費の支給については、医師の意見書など必要な書類も揃っておらず、支給決定にあたって必要な囑託医による意見書の審査も済んでいないため、請求人が受領を希望する日までに支給を行うことができないことを説明するも納得を得られなかった。」、「【5度目の電話】ケースワーカーから架電。通院移送費の支給申請に必要な申請書（通院証明）について、記載方法を含めて説明し、納得を得た。しかし、申請書を郵送すると伝えると、今から請求人宅へ持参するようにとの要求があった。持参することは困難なため、郵送すると伝えるも、持参するようにとの要求を執拗に繰り返したため、不当な要求と判断し、これ以上の対応はできないと伝え、通話を終了した。」との記載がある。

エ 平成31年1月8日付けのケース記録票には、「請求人より入電（中略）通院移送費について、支給可能となった場合、医療扶助（通院移送費）申請書の提出があった11月分からの支給になると説明。請求人は電車での通院となり大変だと8月からケースワーカーには言っていたと繰り返すが、11月に初めて経済的な負担への言及があったため、通院移送費の説明を行い、申請を受理しているため10月以前の通院移送

費については支給対象とはならないと返答。」との記載がある。

オ 平成31年1月9日付けのケース記録票には、「来所した請求人と面談（中略）その後、1月4日からの訴えを繰り返したため、処分庁の対応をあらためて説明。A病院への通院移送費が支給可能となれば、申請のあった11月分からの支給となり、遡及しての支給はできないことを説明。」との記載がある。

カ 処分庁が平成31年1月18日に受理したA病院の給付可否意見書には、「傷病名 変形性脊椎症」、「傷病の程度及び給付を必要とする理由 左記傷病にて長距離歩行が困難であるため、給付を要する。」、「種類・区間 自宅～病院 電車で可」との記載があり、囑託医意見として「承認」との記載がある。

キ 平成31年2月12日付けのケース記録票には、「○移送費の申請について 請求人より平成30年8月～10月分の移送費の申請がある。請求人には移送費の支給は処分庁の判断となるため、後日回答する旨を伝えた。」との記載がある。

ク 平成31年2月12日に処分庁が受理した「移送費（通院交通費）支給申請書」には、A病院を通院先として、平成30年8月分2,100円、同年9月分300円、同年10月分900円の支給を求める旨の記載がある。

ケ 平成31年2月22日開催のケース診断会議記録票には、「〈経過〉・請求人から2月12日に8月～10月分の移送費の申請がある。・A病院には、腰部脊柱管狭窄症および腰椎陳旧性圧迫骨折により平成29年2月から通院しており、平成30年11月30日に移送費の申請があった。11月分以降の移送費について支給は可能であるが、それ以前については支給対象外であることを伝えるも請求人納得せず。訪問等で身体的な負担については聞き取っていたが、金銭面の負担についての申立は11月より前はなかった。・8～10月分の移送費について申請を却下してよいか。」との記載が、「診断結果（決定内容および結論）・移送費について、請求人には事前の申請が困難であるというやむを得ない理由はなく、給付手続きの事後申請の取扱い（医運第3-9-（3）-ウ）には至らないため、申請を却下する。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項とし

て次のとおり定めている。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(2) 医療扶助運営要領の第3の9の(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」と定めている。

(3) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のアは、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と定めている。

(4) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のイは、「被保護者から申請があった場合、給付可否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱托医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。(中略)また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。」と定めている。

(5) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のウは、移送の給付の事後申請の取扱いについて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。」と定めている。

(6) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。)の問60の3は、医療扶助運営要領の第3の9の(3)における、「緊急の場合等」について、「また、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合(平成20年4月1日以降に生じた事案に限る)については、上記緊急の場合に準じて取り扱うものである。」と記している。

2 本件処分について

(1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(4)アのとおり、処分庁は、請求人からの通院における経済的な負担についての相談及び申請は平成30年11月30日であり、同年8月から同年10月分の通院移送費の申請は事後の申請にあたること、また、同年8月以降、請求人は処分庁に複数回来所しており、事前の申請は困難であるというやむを得ない理由があるとは認められず、給付手続の事後申請の取扱いには該当しないことを理由として、本件処分を行ったことが認められる。

確かに、前記審理関係人の主張の要旨1(4)ア並びに2(2)イ及びクのとおり、請求人が処分庁に対しA病院に関する通院移送費を事前に申請したのは平成30年11月30日であることが認められ、本件処分に係る移送費は同年8月から同年10月分であり、本件処分に係る申請は事後の申請にあたる。

ところで、通院移送費については、前記1(3)のとおり、要保護者に対して、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知する必要があるとしたうえで、前記1(5)のとおり、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないとされている。さらに、前記1(6)のとおり、保護の実施機関が事前の申請等が必要である旨を文書にて周知していなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合についても、前記1(5)の「緊急の場合等」に含まれるとされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)アのとおり、請求人は、処分庁に対し、平成30年11月30日にA病院に関する通院移送費の事前の申請を行う以前から、通院にあたっての身体的な負担について述べていたことが認められる。一方で、当初、請求人が処分庁に対し、通院の身体的負担を述べていた時点において、処分庁が請求人に対し、通院移送費については事前の申請等が必要であるとの周知を行った旨の主張はなく、また、処分庁によるそのような請求人への周知が行われていたことを証する証拠書類も事件記録からは認められない。

(3) これらのことからすると、処分庁は、請求人が平成30年8月以降、処分庁に複数回来所していたことから、事前の申請が困難なやむを得ない理由があるとは認められず、給付手続の事後申請の取扱いには該当しないとして本件処分を行ったが、そもそも事前の申請は、請求人が申請の必要性を認識していなければ行えないものであり、本件処分にあたり、請求人が事前の申請が必要であったことを把握していたか否かについて、処分庁が検討を行った形跡は認められず、処分庁の判断の過程には瑕疵があるといわざるを得ない。

(4) 以上のことを踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、その手続に瑕疵があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月29日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

